



7大潟村

運用細則

平成27年(2015WEM大会)

平成27年5月1日 ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会

『エコノ・ムーブ』実施規定の運用細則

この細則はワールド・エコノ・ムーブ実施規定に基づき運営するにあたり、競技委員会に於いて細則が必要であると認め定めたものであり、実施規定第 43 条補則の「あらゆる規定」に該当するものである。

- 第34条 安全性 6項の運用細則
 外部からのガムテープ等でカウルの固定は禁止とする。
- 2. 第 37 条 ドライバーの体重 2項の運用細則 ウェイトの個数は2個までとする。1個が 10 kgを超える場合は2 分割できるものとする。ウェイトは車両に固定できるようにするこ と。ただし、構造体として使用してはならない。

付記

平成27年5月1日WEM2015 ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会

実施規定の運用細則として通知

以上